

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第 7 9 2 号)

平成 2 2 年 1 1 月 2 5 日

横 情 審 答 申 第 792 号

平 成 22 年 11 月 25 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮
問について（答申）

平成22年5月10日こ北児第58号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「児童記録(1)面接相談記録(2)関係資料のうち平成21年7月分」の個人情報一部
開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「児童記録(1)面接相談記録(2)関係資料のうち平成21年7月分」の個人情報の一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「児童記録(1)面接相談記録(2)関係資料のうち平成21年7月分」（以下「本件個人情報」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成22年1月25日付で行った個人情報一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第3号及び第7号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

(1) 本件請求及び異議申立ては、保護者である法定代理人が本人開示請求者である児童（以下「本件児童」という。）に代わって行ったものである。

(2) 条例第22条第3号の該当性について

ア 本件個人情報には、本号に該当する箇所があり、そのことを理由に非開示とした。

イ 本件においては、本号ただし書イには該当しないと判断する。本件児童は、特定年月日以降、救命救急センター及び精神科病棟に入院中であり、生命の安全は保障されている状態にある。本件にて非開示としている情報は、実施機関と本件児童以外の個人との事務的なやり取りの内容であり、同号ただし書イによる開示することが必要な情報ではないことが理由となる。

(3) 条例第22条第7号の該当性について

ア 本件における非開示理由については、同号の柱書部分にある「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」によるものであり、同号アからオまでのいずれにも該当しない。

イ 非開示とした部分には、北部児童相談所及び関係機関による本件児童に対する

評価の記録が存在する。

ウ 北部児童相談所による本件児童への評価の記録については、児童相談所による援助は、詳細な医学的・心理学的・社会的な評価のもとに行われるものであり、その内容を開示することは援助対象者に予見を与えることとなり、適正な援助業務の遂行に支障を及ぼす。

エ 児童福祉施設や医療機関等の関係機関による本件児童についての評価を開示することは、児童相談所と関係諸機関との信頼関係に影響を及ぼし、本件児童の福祉の実現という本来業務への協力が得られなくなることにつながるおそれがある。

オ 以上の理由により、本件個人情報にある実施機関及び関係機関による本件児童についての評価の部分について、非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人が、異議申立書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、児童記録全文について開示するよう求める。
- (2) 本来であれば本件児童が個人情報本人開示請求をするところ、入院していてできないので、未成年者である本件児童の法定代理人として請求した。
- (3) 本件児童は、二度の自殺未遂をし、今後も自殺行為を繰り返す可能性が高く、生命の危機にある。また、実施機関は二度の自殺時に自殺原因を明確にせず、自殺時の預け先での問題であると責任の所在を明確にせず、無責任な対応（自殺行為幫助）を取り続けている。このままでは、本件児童の生命、健康、生活又は財産を保護することはできない。三度目の自殺の可能性があるので、これを防ぐため、本件児童の個人情報をできる限り開示してほしい。
- (4) 児童記録全文を開示してもらい、本件児童の父親である法定代理人の手で本件児童の生命等の保護対応を検討する。
- (5) 条例第22条第7号は、市や国等の公的機関において、契約、財産、利益、調査研究、人事管理、企業経営の損益を問う条例であると解釈した。

5 審査会の判断

- (1) 児童相談所の業務について

児童相談所は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき同法第1条に規定する児童福祉の理念を実現し、児童の基本的権利を保護するため、都道府県及び指

定都市に設置が義務付けられている行政機関（同法第12条第1項、同法第59条の4第1項）である。児童相談所の業務は、「相談援助活動」と総称され、市町村と適切な役割分担・連携を図りつつ、しつけ、不登校等の児童育成上の問題、児童の養護、虐待、非行等に関すること、知的障害、自閉症等の障害に関することなどの様々な問題等について家庭その他からの相談に応じ、専門的立場から児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行い、これに基づき、個々の児童及びその家庭に最も適した援助を行うもので、援助に当たっては、常に児童の最善の利益が考慮される。

(2) 児童記録について

児童記録は、児童相談所が相談援助活動を行う際に児童ごとに作成するものであり、児童に関する相談面接記録、保護者や施設あて交付する各種決定通知の写し、一時保護児童記録票、援助方針会議提出票、自立支援部門利用検討票、医療職や心理職による記録などが一冊のファイルにまとめられている。

(3) 本件個人情報について

本件個人情報は、本件児童に係る児童記録のうちの平成21年7月分であり、相談面接記録のほか、関係資料として、本件児童に係る関係機関との連絡調整に関する書類で構成されている。相談面接記録は、主に児童福祉司が、本件児童及び法定代理人に対して行った所内面接又は訪問面接及び関係機関との電話連絡等について、その内容を記録したものである。

実施機関は、本件個人情報のうち別表に示す3種類の情報について、本件児童以外の個人と北部児童相談所との間で行われた面接及び電話連絡の記録は条例第22条第3号に、北部児童相談所による本件児童への評価の内容及び関係機関（児童福祉施設・医療機関等）による本件児童についての評価の内容は条例第22条第7号に該当するとして、それぞれ別表の該当箇所の部分（以下「本件非開示部分」という。）を非開示としている。

(4) 条例第22条第3号の該当性について

ア 条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定し

ている。

イ 実施機関は、本件個人情報のうち、別表の の該当箇所の情報について、本号本文に該当し、本号ただし書には該当しないため、非開示としたと主張しているので、以下検討する。

当審査会が見分したところ、別表の の該当箇所には、本件児童以外の個人と北部児童相談所との間で行われた面接及び電話連絡のやりとりの事実及びその内容が記録されていることが認められる。これらの情報は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であることから、本号本文に該当し、また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

(5) 条例第22条第7号の該当性について

ア 条例第22条第7号では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、別表の の該当箇所の情報については、北部児童相談所による本件児童への評価の内容であって、児童相談所による援助は詳細な医学的・心理学的・社会的な評価のもとに行われるものであり、その内容を開示することは援助対象者に予見を与えることとなり、適正な援助業務の遂行に支障を及ぼし、また、別表の の該当箇所の情報については、児童福祉施設や医療機関等の関係機関による本件児童についての評価の内容であって、これを開示することは、児童相談所と関係諸機関との信頼関係に影響を及ぼし、本件児童の福祉の実現という本来業務への協力が得られなくなるおそれがあるため、いずれも本号柱書に該当するため、非開示としたと主張しているので、それぞれについて以下検討する。

(ア) 北部児童相談所による本件児童への評価の内容（別表に示す ）について

当審査会が見分したところ、これらの情報は、実施機関が本件児童に対する相談援助を進めるにあたり、担当の児童福祉司その他の児童相談所職員の医学的・心理学的・社会的見地による本件児童に関する率直な評価、判定、所見等をありのままに記載したものであることが認められる。これを本件児童に開示すると、本件児童に今後の援助についての予見を与えることも考えられ、また、本件児童の認識と異なっていた場合、今後の適正な援助業務が困難になる

など、本件児童に係る相談援助活動の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められ、本号に該当する。

(イ) 関係機関（児童福祉施設・医療機関等）による本件児童についての評価の内容（別表に示す ）について

当審査会が見分したところ、これらの情報は、実施機関の相談援助活動にあたり、必要に応じて関係機関と調整した経過の記録であり、関係機関から提供された情報や関係機関とのやりとりそのものが記録されていることが認められる。関係機関としては実施機関との調整内容及び実施機関に提供した情報が要援助者である本件児童に開示されるとは想定していないと考えられ、このような情報を開示すると、今後、関係機関の協力が得られなくなるなど、児童相談所の相談援助活動の適正な執行に支障が生じるおそれがあると認められ、本号に該当する。

- (6) なお、本件請求及び異議申立ては、保護者である法定代理人により未成年者である本件児童に代わって行われたものであるところ、そもそも条例第20条第2項で規定する「代理人」による本人開示請求についての規定は、未成年者に限らず、自己の開示請求権の行使が困難な本人がいる場合に当該「本人に代わって」開示請求をすることを認めているものであり、本人の個人情報の保護を補完する必要がある場合を想定して定めているものである。

そこで、本件請求についてみると、本件代理請求に至った経緯・状況等を考慮すると、当該法定代理人に開示請求を認めることに若干の疑問がないとはいえない。

実施機関におかれては、今後、本件と類似した代理請求があった際には、当審査会答申第474号に示した考え方を踏まえ、法定代理人による開示請求を認めるべきか否かを慎重に判断されたい。

(7) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件個人情報を条例第22条第3号及び第7号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

（第一部会）

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

別表 本件非開示部分の分類

文書名		該当箇所
本件児童以外の個人と北部児童相談所との間で行われた面接及び電話連絡の記録（日付欄の日付を除く）		
相談面接記録	1 ページ目	7 行目から13行目までのすべて
	2 ページ目	8 行目のすべて、9 行目のすべて及び11行目から13行目までのすべて
	3 ページ目	12行目から14行目までのすべて及び17行目のすべて
	4 ページ目	1 行目のすべて及び2 行目のすべて
北部児童相談所による本件児童への評価の内容		
相談面接記録	1 ページ目	25行目から30行目までのすべて
本件児童に係る関係機関との連絡調整に関する書類		記載された情報すべて
関係機関（児童福祉施設・医療機関等）による本件児童についての評価の内容		
相談面接記録	2 ページ目	30行目の1 文字目及び2 文字目を除く部分、31行目のすべて並びに32行目のすべて
	3 ページ目	1 行目から7 行目までのすべて、8 行目の1 文字目及び2 文字目を除く部分並びに9 行目のすべて

（注意）

- 1 相談面接記録は、日付欄に平成21年7月1日の記載があるページを1ページ目とする。
- 2 文字数は、1行に記録された文字を、左詰めにして数えるものとする。句読点は、それぞれ1文字とし、かっこ等については、くくり始め及びくくり終わりの記号をそれぞれ1文字と数えるものとする。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成22年5月10日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成22年5月19日 (第171回第二部会) 平成22年5月21日 (第102回第三部会)	・諮問の報告
平成22年5月27日 (第167回第一部会)	・諮問の報告 ・審議
平成22年6月9日	・実施機関から一部開示理由説明書(訂正)を受理
平成22年6月10日 (第168回第一部会)	・審議
平成22年6月24日 (第169回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成22年7月22日 (第170回第一部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成22年8月17日	・実施機関から異議申立書の補正書を受理
平成22年9月9日 (第171回第一部会)	・審議
平成22年9月30日 (第172回第一部会)	・審議
平成22年10月14日 (第173回第一部会)	・審議
平成22年11月11日 (第174回第一部会)	・審議